平成２６年（フ）第２４０号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目９番13号
債務者　松田満寿美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２９号
埼玉県狭山市富士見１丁目25番８号　パナステージⅡ102
債務者　福田　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４３号
埼玉県入間市大字下藤沢471番地１　ネオ・アーバン403
債務者　石山　芳枝
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４８号
埼玉県所沢市大字上安松425番地の９
債務者　高木不二夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365番地37　Mハウス202号
債務者　近藤　和人
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365番地37　Mハウス202号
債務者　近藤　智幸
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１８号
岡山県倉敷市玉島乙島6859番地１プレミアムコート乙島203
債務者　山下　憂隻
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
岡山県倉敷市連島町矢柄5966番地
債務者　楠樹　輝美
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市川入813番地12ハイツコスモ103号、申立時の住民票上の住所岡山県新見市下熊谷1503番地
債務者　徳永　和之
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
福島県会津若松市東山町大字石山字院内668番地の１、前住所福島県会津若松市東山町大字湯本字上湯本５番地　女子寮内
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
福島県大沼郡会津美里町本郷道上９番地、住民票上の住所大阪市福島区吉野４丁目６番16号
債務者　元木　昌弘
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第６８１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目17番20号　ラ・プラージュ303号
債務者　増田　高広
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０６号
埼玉県川口市芝西２丁目11番10号　第２松本マンション205号
債務者　山田　安子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
埼玉県春日部市新宿新田340番地12
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
埼玉県所沢市松葉町23番10―201号　パークヒルズ新所沢、前住所埼玉県入間市小谷田２丁目３番18号　ＬＭ入間303
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３２号
静岡県伊豆の国市大仁66番地の５　ビーラインクボタ101号、前住所静岡県伊豆市柏久保1307番地
債務者　福島　真吾
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係